

改 正 案	現 行
<p>（信託財産状況報告書の交付を要しない場合）</p> <p>第五十二条の二十二 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三条に規定する認可投資顧問業者（以下「認可投資顧問業者」という。）の指図により信託財産の管理又は処分を行う旨の信託契約による信託の引受けを行い、当該信託の受益者が当該認可投資顧問業者の顧客のみである場合において、当該認可投資顧問業者に対し、当該認可投資顧問業者が同法第三十二条第一項の報告書を作成するために必要な情報を提供している場合</p> <p>四・五 （略）</p> <p>（保険議決権保有届出書の提出等）</p> <p>第二百五条 法第二百七十一条の三第一項の規定により同項に規定する保険議決権保有届出書（以下この項及び第二百八条において「保険議決権保有届出書」という。）を提出すべき者は、別紙様式第十五号の二の二により当該保険議決権保有届出書を作成し、金融庁長</p>	<p>（信託財産状況報告書の交付を要しない場合）</p> <p>第五十二条の二十二 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三条に規定する認可投資顧問業者の指図により信託財産の管理又は処分を行う旨の信託契約による信託の引受けを行い、当該信託の受益者が当該認可投資顧問業者の顧客のみである場合において、当該認可投資顧問業者に対し、当該認可投資顧問業者が同法第三十二条第一項の報告書を作成するために必要な情報を提供している場合</p> <p>四・五 （略）</p> <p>（保険議決権保有届出書の提出等）</p> <p>第二百五条 法第二百七十一条の三第一項の規定による保険議決権保有届出書を提出すべき者は、別紙様式第十五号の二の二により当該届出書を作成し、金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出しなければならない。</p>

官、財務局長又は福岡財務支局長（第二百七条第一項並びに第二八条第一項及び第七項において「金融庁長官等」という。）に提出しなければならない。

2 法第二百七十一条の三第一項に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める日とする。

- 一 保有する議決権の数に増加がない場合（第三号に掲げる場合を除く。） 保険議決権大量保有者（法第二百七十一条の三第一項に規定する保険議決権大量保有者をいう。以下この条及び第二百七条第二項において同じ。）となったことを知った日から五日（令第三十七条の五の二に規定する休日の日数は、算入しない。以下この号及び第二百七条第二項第一号において同じ。）を経過した日又は保険議決権大量保有者となった日を含む月の翌月十五日から五日を経過した日（当該日が保険議決権大量保有者となった日から一月を経過した日（当該日を経過した日）のいずれか早い日）から一月を経過した日又は保険議決権大量保有者となった日）のいずれか早い日
- 二 保険議決権大量保有者となった者が外国人又は外国の法人（法第二条の二第一項第一号に掲げる者を含む。次号及び第二百七条第二項において同じ。）である場合（次号に掲げる場合を除く。）
 - （） 保険議決権大量保有者となった日から一月を経過した日
- 三 保険議決権大量保有者となった者が外国人又は外国の法人であつてその保有する議決権の数に増加がない場合 保険議決権大量保有者となったことを知った日から一月を経過した日又は保険議

2 法第二百七十一条の三第一項に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日とする。

- 一 保有する議決権の数に増加がない場合（第三号に掲げる場合を除く。） 保険議決権大量保有者（法第二百七十一条の三第一項に規定する保険議決権大量保有者をいう。以下この条において同じ。）となったことを知った日から五日を経過した日又は保険議決権大量保有者となった日から一月を経過した日のいずれか早い日
- 二 当該保険議決権大量保有者が外国人又は外国の法人（法第二条の二第一項第一号に掲げる者を含む。次号において同じ。）である場合（次号に掲げる場合を除く。） 保険議決権大量保有者となった日から一月を経過した日
- 三 当該保険議決権大量保有者が外国人又は外国の法人であつてその保有する議決権の数に増加がない場合 保険議決権大量保有者となったことを知った日から一月を経過した日又は保険議決権大

決権大量保有者となった日を含む月の翌月十五日から一月を経過した日（当該日が保険議決権大量保有者となった日から二月を経過した日前である場合にあっては、保険議決権大量保有者となった日から二月を経過した日）のいずれか早い日

（変更報告書の提出等）

第二百七条 法第二百七十一条の四第一項の規定により同項に規定する変更報告書（以下この項及び第三項並びに次条において「変更報告書」という。）を提出すべき者は、別紙様式第十五号の二の二により当該変更報告書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

2| 法第二百七十一条の四第一項本文に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める日とする。

- 一| 保有する議決権の数に増加又は減少がない場合（議決権保有割合（法第二百七十一条の三第一項第一号に規定する議決権保有割合をいう。以下この条及び次条において同じ。）が百分の一以上増加し又は減少した場合に限り、第三号に掲げる場合を除く。）
議決権保有割合が百分の一以上増加し若しくは減少したことを知った日から五日を経過した日又は議決権保有割合が百分の一以上増加し若しくは減少した日を含む月の翌月十五日から五日を経過した日のいずれか早い日

二| 保険議決権大量保有者が外国人又は外国の法人である場合（次

量保有者となった日から二月を経過した日のいずれか早い日

（変更報告書の提出等）

第二百七条 法第二百七十一条の四第一項の規定による変更報告書を作成すべき者は、別紙様式第十五号の二の二により当該報告書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

（新設）

号に掲げる場合を除く。〕 法第二百七十一条の三第一項各号に掲げる事項の変更があった日から一月を経過した日

三 保険議決権大量保有者が外国人又は外国の法人であつてその保有する議決権の数に増加又は減少がない場合（議決権保有割合が百分の一以上増加し又は減少した場合に限る。） 議決権保有割合が百分の一以上増加し若しくは減少したことを知った日から一月を経過した日又は議決権保有割合が百分の一以上増加し若しくは減少した日を含む月の翌月十五日から一月を経過した日のいずれか早い日

3| 法第二百七十一条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、議決権保有割合が百分の一以上減少したことによる変更報告書で当該変更報告書に記載された議決権保有割合が百分の五以下であるものを既に提出している場合とする。

（特例対象議決権に係る保険議決権保有届出書の提出等）

第二百八条 法第二百七十一条の五第一項の規定により保険議決権保有届出書を提出すべき者又は同条第二項の規定により変更報告書を提出すべき者は、別紙様式第十五号の二の三により当該保険議決権保有届出書又は当該変更報告書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならぬ。

2 法第二百七十一条の五第一項に規定する内閣府令で定める者は、

2| 法第二百七十一条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、議決権保有割合（法第二百七十一条の三第一項第一号に規定する議決権保有割合をいう。以下この項及び次条において同じ。）が百分の一以上減少したことによる変更報告書で当該変更報告書に記載された議決権保有割合が百分の五以下であるものを既に提出している場合とする。

（特例対象議決権に係る保険議決権保有届出書の提出等）

第二百八条 法第二百七十一条の五第一項の規定による保険議決権保有届出書又は同条第二項の規定による変更報告書を提出すべき者は、別紙様式第十五号の二の三により当該届出書又は当該報告書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

2 法第二百七十一条の五第一項に規定する内閣府令で定める者は、

次に掲げる者とする。

一 銀行、長期信用銀行、証券会社、信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社、投資信託委託業者（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者をいう。）、認可投資顧問業者、農林中央金庫、商工組合中央金庫及び日本郵政公社

二 外国の法令に準拠して外国において銀行業、証券業、信託業又は保険業を営む者、投資信託の委託者となることを業とする者及び投資顧問業を営む者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三条に規定する投資判断の一任による投資を行う業務又はこれに準ずる業務を営む者に限る。）であつて前号に掲げる者以外の者

三（略）

3・4（略）

5 法第二百七十一条の五第二項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、議決権保有割合が同条第一項の規定により提出され、又は提出されるべき保険議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少したことをする。

6 法第二百七十一条の五第二項第四号に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める日とする。

次に掲げる者とする。

一 銀行、長期信用銀行、証券会社、信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社、投資信託委託業者（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者をいう。）、投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二十四条第一項の認可を受けたものに限る。）、農林中央金庫、商工組合中央金庫及び日本郵政公社

二 外国の法令に準拠して外国において銀行業、証券業、信託業又は保険事業を営む者、投資信託の委託者となることを業とする者及び投資顧問業を営む者（投資一任契約又はこれに準ずる契約に係る業務を行う者に限る。）であつて前号に掲げる者以外の者

三（略）

3・4（略）

5 法第二百七十一条の五第二項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、議決権保有割合が同条第一項に規定する保険議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少したことをする。

6 法第二百七十一条の五第二項第四号に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一〇三 (略)

四 法第二百七十一条の四第一項の規定により提出され、又は提出されるべき変更報告書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となった日の後の基準日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の保険議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があった場合 当該基準日の属する月の翌月十五日

五 法第二百七十一条の四第一項の規定により提出され、又は提出されるべき変更報告書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となった日の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該末日の属する月の翌月十五日

六 法第二百七十一条の三第一項の規定により提出され、又は提出されるべき保険議決権保有届出書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となった日の後の基準日における議決権保有割合が当該保険議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の保険議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があった場合 当該基準日の属する月の翌月十五日

七 法第二百七十一条の三第一項の規定により提出され、又は提出されるべき保険議決権保有届出書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となった日の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該保険議決権保有届出書に記載された議決権保有

一〇三 (略)

四 法第二百七十一条の四第一項の規定による変更報告書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となった日の基準日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の保険議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があった場合 当該基準日の属する月の翌月十五日

五 法第二百七十一条の四第一項の規定による変更報告書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となった日の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該末日の属する月の翌月十五日

六 法第二百七十一条の三第一項の規定による保険議決権保有届出書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となった日の後の基準日における議決権保有割合が当該保険議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の保険議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があった場合 当該基準日の属する月の翌月十五日

七 法第二百七十一条の三第一項の規定による保険議決権保有届出書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となった日の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該保険議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加

割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該末日の
属する月の翌月十五日

7 基準日の届出又は当該基準日の変更をしようとする者は、別紙様
式第十五号の二の四により届出書を作成し、金融庁長官等に提出し
なければならない。

し又は減少した場合 当該末日の属する月の翌月十五日

7 法第二百七十一条の五第三項に規定する基準日の届出又は当該基
準日の変更をしようとする者は、別紙様式第十五号の二の四により
届出書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。